

議案第3号

愛西市行政不服審査会条例の一部改正について

愛西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市行政不服審査会の所掌事務を追加する等のため必要があるからである。

## 愛西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

愛西市行政不服審査会条例（平成28年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「基づき、」を「基づき」に改め、「定める」の次に「とともに、その他審査会の調査審議の手続等に関し必要な事項を定める」を加える。

第7条中「の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って」を「に関し必要な事項は、規則で」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の7条を加える。

### （審査会の調査権限）

第8条 審査会は、審査請求（第2条第1号、第3号及び第4号に係るものに限る。第3項において同じ。）に係る事件に関し必要があると認めるとときは、諮問庁（愛西市情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関又は愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により諮問した議長をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報であつて個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係るもの又は愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報であつて同条例第21条第5号ア、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は公文書（愛西市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書であつて同条例第10条第1項に規定する公開決定等に係るものをいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示又は公文書の公開を求めることができない。

2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、保有個人情報に含まれている情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求（第2条第3号及び第4号に係るものに限る。次条第1項、第10条及び第14条において同じ。）に係る事件に関し審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮詢庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認められる者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第10条 審査請求人等は、審査請求に係る事件に関し、審査会に意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提出された保有個人情報又は公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替

えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条又は同項において準用する同法第76条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があった場合について準用する。
- 4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。
- 5 審査会は、第3項において準用する第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 審査会は、第4項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表

するものとする。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛西市条例第33号）第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年愛西市条例第44号）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (5) 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第16条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1条の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止）

第2条 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第34号）は、廃止する。

(愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により置かれた愛西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、愛西市行政不服審査会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は、愛西市行政不服審査会がした調査審議の手續とみなす。

- 2 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとなる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛西市情報公開条例の一部改正)

第4条 愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「愛西市情報公開・個人情報保護審査会」を「愛西市行政不服審査会」に改める。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

空家等対策協議会
情報公開・個人情報保護審査会

」を

「

空家等対策協議会
----------

」に改める。

(愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第6条 愛西市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第41

号) の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第34号）第8条第4項」を「愛西市行政不服審査会条例（平成28年愛西市条例第1号）第8条第4項」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定により同法第81条第1項の機関が適當と認めて出頭を求めた者

（愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第7条 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛西市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第34号）第2条に規定する愛西市情報公開・個人情報保護審査会」を「愛西市行政不服審査会」に改める。

（愛西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第8条 愛西市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年愛西市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第46条中「愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年愛西市条例第34号。以下「審査会条例」という。）第2条に規定する愛西市情報公開・個人情報保護審査会」を「愛西市行政不服審査会」に改める。

第52条を次のように改める。

第52条 削除